

2月定例教育委員会

平成23年2月3日(木) 10:00~

委員長 ただいまから、平成23年2月の定例教育委員会を開会します。よろしくお願いいたします。
では、教育総務課長さんから日程説明をお願いいたします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 はい。では、日程表をご覧いただきたいと思います。まず、一般報告といたしまして、教育長からご報告がございます。議事といたしまして、議案第1号鳥取県教育審議会委員の任命について他3件。報告事項ア、鳥取西高等学校整備のあり方検討委員による県外視察結果の概要について他7件でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい。続きまして、教育長さんから一般報告をお願いいたします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。そうしますと、前回の教育委員会以降の活動についてご報告を申し上げます。1月16日、冬季国際スケート、アイスホッケーの結団式に出席いたしまして、本部役員、監督、トレーナー、選手、合わせて36名に激励をしまして、県旗をお渡ししました。1月18日には、知事公邸で今年3回目となります、家庭教育推進協力企業協定証の授与式を行いました。これ、また、後で報告させていただきます。1月19日に、韓国日本語教師協会というのが知事を表敬訪問されまして、その際、私も参加をいたしました。韓国全土で900名、日本語教師をやっているようございまして、そういうかたがたが、団体を作っていて、教員交流をしたいということでありまして、今回は10名のかたが、来県されました。当然、日本語は堪能でありましたし、鳥取県のことも良く知りたい、日本のことを良く知りたいという気持ちが伝わってきました。鳥取県の教員と江原道の教員とか、子ども同士の交流はあることですが、韓国全土の日本語を教えている教員がこの団体を組んでいる、そういうかたがたが交流をするということ、これ、また、1つの視点だなど、非常に可能性があることだと感じました。

1月20日には、平成23年度鳥取県教育行政施策に関する要望の会というのがございました。これは、町村の教育長さんが例年、要望を出されるわけでありまして、それに対して、意見交換を行うということと、それから23年度予算に対する、大まかな方向性をお示ししました。今年度は9月以降、町村含めて、市町村教育長さんとの会をたくさん持っておりまして、コミュニケーションは良く取れているというふうに思っております。1月21日には、鳥取県PTA協議会教育懇談会というものがありまして、挨拶いたしましたけれども、これから鳥取県も、このボランティアを入れた取り組みを充実させていきたいと、そういう意味で、PTAのご協力をお願いしたいということは申し上げました。1月21日には、文化財保護審議会がございました。今日の議案にもありますけれども、その議案ですね、そこへあります、文化財の指定についてということの、6件の保護文化財、それから、弓浜半島のトンド、あるいは、新井三嶋谷墳丘墓について、この諮問を、指定について諮問いたしました。

それから、1月24日、25日、全国都道府県教育委員会連合会の総会がありまして、委員長さんと出席をいたしました。総会等がありまして、その中で、三井住友銀行取締役社長で、この経済同友会

の代表幹事、副代表幹事、そして、その中の経済同友会の教育問題の委員長さんの、北山禎介さんの話をお聞きしました。興味深かったですね。1次産業、2次産業、3次産業とあって、どの国とも1次が減って、3次産業が増えているということですが、2次産業、3次産業を合わせた取り組みは、そういう動きがあるんですけども、1次と2次と3次を合わせて言わば独自産業というものが新しいトレンドとなっていこうというふうにおっしゃいました。1次、2次、3次を合わせた独自産業というものを、学校教育に新しいかたちを作るということについて、大きなヒントをいただきました。2日目は、これは、文部科学副大臣が予算等の説明をされました。この会の中で、実は福井県の教育長さんがこのはやぶさのカプセルが入ったこの容器ですね、カプセルが入っている容器、これも返ってきたんですけども、そういうものも含めて、JAXAから本物を借りて福井県で展示したということで、子どもたちに見せたところ、本当に良かったと、非常に好奇心が高まったというふうにおっしゃったものですから、そんなのがあったのかと思って調べてみたら、やっぱりこのJAXAが募集をしていたようですね、それにのっかられて事業をされたわけでありまして、そのことを聞きながら、我々も情報収集っていうのも、いろんな教育委員会の中の動きも、情報収集なんですけれども、そうした企画で子どもたちが興味を引くものがあれば、どんどんと情報収集して、積極的に提案していく、やっていくということも大事かなというふうに思っていて、やられたなと思いました。非常に評価をされておりました。

それから、1月26日でありますけれども、家庭教育推進協力企業との懇談会を行いました。協定を結んでいる企業のかたがたと実際に生の意見交換をすると、我々も参考になりますし、また企業同士も、いろんなヒントがあるということで、良い勉強会になったようでありますし、また、連携の動きも出るのではないかとこのように考えております。1月26日には、倉吉市立関金小学校、そして、南部町立西伯給食センターに学校給食優良校等ということで表彰式を行いました。1月26日には、これも2回目になりますけれども、県立学校校長会の代表7人と、ベネッセの鳥取県担当者を加えまして、鳥取県の高等学校の学力分析を行いました。実際に生のデータに基づいて協議をすることで、校長さん同士にも問題意識の深まりがあったようです。1月30日に、次長が代理出席いたしましたけれども、兵庫県の明石市でとっとり倭人伝鉄のみち、明石海峡と日本海というシンポジウムを行いました。300人が参加をされましたけれども、兵庫県教育委員会の熱心な協力によりまして、成功裏に終わったということになります。

1月31日には、鳥取大学地域中等教育協議会というのがございました。鳥取大学とこの間接支援型高大プロジェクトに取り組もうということですが、鳥取大学の方で、例えば、高大接続だとか、キャリア教育だとか、高大教材開発だとかというプロジェクトチームを作りまして、その中に大学側、あるいは、高等学校側が参加して、いろんな議論をしてかたちにしていこうということになります。今回は東部地区を対象にということで、鳥取西、鳥取東、八頭高校、そして城北高校、鳥取敬愛高校、5校の校長先生などが参加をしておられました。1月31日には、鳥取県人権教育基本方針第1回編集委員会を開催いたしました。平成16年11月に人権教育の基本方針を定めておりますけれども、それから、もう、7年間近くなりますし、昨年は、知事部局の方で鳥取県人権施策基本方針を改訂しておりますので、そうした動きをみながら、最新の教育内容に変えていこうというふうに考えております。2月1日に、第3回指導主事等連絡協議会を行いました。全県の指導主事と学校関係のこの指導主事を100人ちょっとでしょうか、が集まりまして、研究協議を行いました。その中で、私も、23年度の予算を受けて、どのような教育に取り組みたいかということ、40分話をさせていただきました。また、2部構成で行いましたけれども、この後半の方では、校長会にもたびたび参加していただいておりますベネッセのかたに、具体的に県内のこの高校生の状況とか踏まえながら、小・中で取り組むべき視点とかいうことでお話をいただきまして、その後、グループ討議を行いました。教育委員会全体

で、そういう学力向上だとか、あるいは、学びということについて関心が深まったんじゃないかというふうに思います。

2月1日、同じく、この新生公立鳥取環境大学設立協議会が、これ、第4回目になりますけれどもありました。県内の高校生、あるいは高校教員、保護者に対するアンケートの紹介をされました。嬉しかったのは、高校の教員1280人ぐらいからアンケートが返ってきましたけれども、この進めたい、大いに進めたいというのが38%ぐらいありましたし、さらに、このもう少し魅力があれば、進めたいというのが5割、合わせて8割以上が肯定の評価をしておりました。それから、保護者もそうでありました。ただ、高校2年生に対するこのアンケートの中には、この行こうとは思わないという生徒が、多くなりまして、その教員と保護者との認識についてかなり差があるようです。ですから、私が申し上げたいのは、どのような魅力をつけたら来るかじゃなくて、何でそういう県内の2年生の2割近くの人たちが来たくないっていうところをリサーチしないとイケないんじゃないですかという話をしましたら、近いうちに、高校生を対象にして、高校生と大学側のディスカッションをしてみたいというふうなことを言っておられました。その後、米子に向かいまして、国体スキー競技会の結団式に参加をして、激励をいたしました。だいたい以上が、これまでの動きです。

委員長 はい、ありがとうございます。先ほどの教育長さんの報告の中で、県内の高校生の状況をですね、そういったものの資料が多分あると思いますが。

教育長 環境大学ですか。

委員長 環境大学のことですか。今の高校生の学力とか、ベネッセとの話をされたという、その資料を見せてもらえたらと思います。

教育長 分かりました。ええ。この前の研修会等で出ました資料は、あとでご覧いただきたいと思います。

委員長 ほかの委員さん、質問とかありませんでしょうか。いいでしょうか。はい。それでは、議題に入りますが、本日の署名委員さんは、山田委員さんと坂本委員さんです。お願いいたします。議案第1号につきましては、人事に関する案件ですので、この部分については、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。はい。それでは、そのように取り扱うことに決定し、これより非公開とします。

[非公開]

議案第1号 鳥取県教育審議会委員の任命について

それでは、以上で非公開の案件というのは終了しましたので、これより公開といたします。それでは、議案第2号について、説明をお願いいたします。

[公開]

議案第2号 平成23年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について
小中学校課課長補佐 説明

小中学校課課長補佐 はい。議案第2号 平成23年度鳥取県公立小・中・特別支援学校学級編制基準について、お願いいたします。資料をはぐっていただきまして、1ページお願いいたします。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づきまして、学級編制基準を以下のとおり定めさせていただきたいということでございます。1番ですけども、学級編制基準ということで、この表に示してあります中身でございますが、結果として、今年度と同じ基準というかた

ちになります。この表を見ていただきますと、学校の種類と学級編制の区分と右側の児童・生徒数ということで、まず、小学校でございますが、単式学級の、真ん中の単式学級の欄、1、2年につきましては、30人ということで、こちら、国の方がこのたび、今法律案の方を国会に提出しておりますけれども、皆さんご存知とは思いますが、1年生については、35人にすると、その他の学年については40人というかたちでの法律案が、今、国会の方で審議されようとしておられますけれども、実際には、本県の場合は、それに先行して少人数学級30人ということで、この基準については変更はないということで、1、2年で30人ということでございます。

その次の段ですけれども、3年生～6年生につきましては、国の基準どおりの40人ということでございます。その下、複式学級、2つの学年の複式学級でございますが、こちらの方、本県の場合、アとイと区分がございまして、第1学年を含む複式学級と、イの方が第1学年を含まない複式学級という区分がございまして、アの方でございます。第1学年を含む場合は、本県の場合、一番右の欄ですけれども、複式学級を設置しないというかたちでございます。次、その下でございますが、第1学年の児童を含まない複式学級の場合、飛び複式でない学級、つながった複式学級と1年、2年とかそういう、3年と4年とか、そういったような飛び複式でない学級の場合は15人、それで、飛び複式学級、例えば2年と4年生、そういうような場合は、こちらの方は設置しないということでございます。

特別支援学級につきましては、7人でございます。それで、先程、ちょっと言い忘れましてけども、イの先程の複式学級のイの1学年を含まない複式学級の場合、本県で15人というふうにしてはいますが、国の基準では16人でございます。それで、その下の特別支援学級につきましては、本県の場合7人ですけれども、国の基準では8人ということでございます。次に、中学校につきましては、単式学級でございますけれども、1学年につきましては、こちら本県独自に少人数学級の実施ということで33人しております。それで、2年、3年につきましては40人ということで、国の基準については全て40人ということで枠がありますけれども、昨年と同様の形でございます。その次が、複式学級、これは8人。これは、国と同じ基準でございますし、その下の特別支援学級については7人ということで、これは国の方が8人という基準に対して、本県では7人という基準をしております。それから、次に、特別支援学校でございますけれども、小学校、中学校ということで、こちらに書いております6人、3人、あるいは高等部8人、3人というのは、昨年と同じですけども、国と同じ基準として考えております。

それで、2番に弾力的取扱いということで、ここの表の学級編制基準にはかわらず、児童生徒の実態を考慮して市町村教育委員会と協議して学級編制を定めることができるということで、弾力的運用を行うことができるようになっておりまして、今現在、国の方でこの定数の法律案とセットで、今までこの弾力的運用を市町村が県に協議し、県が同意するという手続きを届出で済むような法律改正を、今、この小学校1年生の学級編制基準の変更とセットで法律案として提出してはいますが、こちらの弾力的運用が届出にするという改正は、24年4月1日から施行するというような案で出されております。あと、3番その他としてこの基準につきましては、県議会の予算、当初予算成立ということをもって効力を発するということと、事務的な取扱いについて2ページに、参考までに取扱要領をつけさせていただいておりますし、今回の改正に伴う新旧対照表の方を3ページの方につけさせていただいておりますので、こちらの方もまた、参考にさせていただきます。以上でございます。

委員長 はい。これにつきまして、何か質問、ご意見等はありませんでしょうか。

委員 ちょっと聞きたいんです。弾力的取扱いというのは、これは数のうえでは、上にも下にも両方ともあり得るという意味ですか。例えば、第1学年30人というのを32人いたとすると、その32人という選択肢もあれば15と17という選択肢もあるわけですね。結局、弾力的な取扱いというのは、

教育次長 その弾力的な取扱いというのは、そこにありますように1、2年生は30人とか、3～

6年は40人とかあるんですけども、いわゆる全額協力金方式で、いわゆる市町村がお金を全部出せば、例えば小学校の3年以上においても学級、40人以下の人数でもできるということです。

委員 そうすると、この基準よりも数のうえでは、低い方になるという方の取扱いですか。

教育次長 ええ。

教育長 増えることはないんだよね。

教育次長 増えることはないです。

委員 増えるということはないという方向のものですね。もう1つ別の質問ですけど、複式学級、鳥取県は設置しないというのがあるけど、国は、これはどうなっているんですか、国の基準は。

小中学校課課長補佐 国の基準は、こちらの方は第1学年を含む場合は8人までなら複式学級とすると。

委員 OKと。

小中学校課課長補佐 はい。

委員 含まない場合は何人ということですか。これ、飛び複式学級は。

小中学校課課長補佐 飛び複式学級の場合ですね。

委員長 こういふのはある限り、国は一応認めているわけですね。

小中学校課課長補佐 はい。一方の学年の人数が、それが8人までというのが、

委員 一方の。

小中学校課課長補佐 ええ。

委員 はい。飛びもそうですか。

小中学校課課長補佐 飛びがそうでした、2つの学年の複式学級の場合、16人以下で編制。飛び複式学級の場合、一方の学年の人数が9人以上の場合は編制しないというかたちです。

委員 はい。

小中学校課課長補佐 ただし、小1を含む場合は5人以上、5人以上の場合は編制しないと。飛び複式学級の場合ですね。

委員 その小1が5人、小1が5人以上だったらということですね。

小中学校課課長補佐 小1を含む場合は5人以上で、小1が5人以上だったらだめということです。

委員長 はい。他にございますでしょうか。

委員 県内で複式学級というのは、どれくらいあるんですか。

小中学校課課長補佐 こちらの方に、ちょっと今、手元にございませんでまた後程報告をさせていただきます。

委員 この国の基準より良い基準でやる場合の、また教員の配置のお金っていうのはどういう方針でいくんでしょうか。

小中学校課課長補佐 今、国の学級編制基準と総額裁量という枠の中で、実際に単県で基準を越える部分も実際にやって、それで、その中で収まれば、その総額裁量の中で。

委員 委員 総額裁量に収まればいいけど、収まらない場合は持ち出しということに。

小中学校課課長補佐 なりますけども。

委員 総額裁量に収まるということは、1人当たりの先生のお給料がちょっと低いということですね。

小中学校課課長補佐 そうですね。給料の見直しとかああいうようなことで、県によっては、やっぱりそういったことで国の標準と違う場合がありますので。

委員 はい。

小中学校課課長補佐 その年によって収まったり収まらなかったりということが出てきます。

委員 2番をもうちょっと分かりやすく説明を。

教育次長 2番は、ちょっとまた確認しないといけませんね。

教育長 2番をもう少し分かりやすく説明すると、24年4月1日施行というところについて。

小中学校課課長補佐 はい。

委員 この弾力的取扱い。

小中学校課課長補佐 2番の弾力的の意味を。

委員 そのことですか、今。

教育長 もう少し分かりやすくということだね。

小中学校課課長補佐 今現在、そこの下に2番に書いてありますように、市町村が弾力的な運用を行う場合には、県に対して協議というかたちをとって、それで、県が同意したらそういった運用ができるという制度になっているんですけども、こちらの方を今回の改正では、その同意が必要な仕組みを改め、届出制とするという改正を、今、法律案で検討されています。だから、同意が必要でなくなる、届出制になると。

委員長 その場合には、全額市町村負担ですか。

次長 ちょっとお話ししますと、学級編制基準の弾力化というのは、民主党がかねてから言っていたことなんですけど、これをやりますと、結局、広域的な人事の問題だとか、義務教育費国庫負担制度が前提にありますので、県費負担教職員ということで、人を増やせばその負担をどこがするのかということもあるので、今のパブリックコメントを取ったり、関係者の意見を聞いているところでして、今、24年4月からといったのがあると、必ずそうなるということも、まだはっきりはしてないと思っています。この部分は今、確か意見照会をして先日返したところじゃないですかね。いろいろ課題があるので、市町村の、その責任と言うか、それから財源の問題なども一体として検討してほしいという意見を確か返しているところだと思います。

委員 原案はどうなっているんですか。その増えた部分のお金というのは。

次長 今は、さっき次長が全額協力金のことを言いましたけども、総額裁量制というのが入っていますので、その中でできる限りやっているんですけど、本県は、一足早く県版ニューディールで、単県で職員を雇ったりして、その制度がずっときていますので、今の協力金方式というのが、ちょうど国の編制基準とちょうど今、クロスしているような状態で、いずれこの学級編制基準の話が進んでいけば、協力金をどうするのかというような話にも当然なってくると思いますけど。ですから、この弾力的取扱い自体が、実際問題、以前から、例えば、障がいのある子を学校に入れたいので、単県で教員を配置したりとか、そういうことがもしあれば、協議のうえで、じゃあ、負担はどこがましようとか、その人の人事は、じゃあ、県の方で調整してとか、ということは、たぶんしてきたと思うんですけど、これから届出制となると、もう市町村の方が主体的に決めてできる、本当にそれでうまくいくのかなといったような懸念をどこも持っていますので、大都市だといいかもしれませんが、特に地方の教育委員会は、すごく困るところが多いんじゃないかなと。というのも、今、意見を集約しているところだと思います。

教育長 だから、これは来年度の学級編制基準の弾力的な扱いというのは、現行でということですよ。

小中学校課課長補佐 はい、そうです。

次長 ちょっと、今、議論中の話をしたので、少し混同したんですけど、23年度については今までと同じと。

委員長 今までどおりですね。

教育長 それから、24年度以降になってくると、じゃあ誰がお金を払うのかとかね、いろいろ難し

くなってくるということです。だから、あくまでも、これは、これまでと変わらないということですね。

小中学校課課長補佐 はい。

次長 去年も、ちなみに大阪府の橋本知事が一部の市町に人事権移譲ということをやって、人事権を譲るのはいいんだけど、県費負担教職員というような制度はそのまま、人事権だけが移ってもうまくいかないということが、当時から言われていまして、解釈運用でやっている分は、今でもこういう規定は、どこの県も持っていますんで、やってもいいんですけど、本格的にやろうとなると、やっぱり法改正をきちっとして、国も義務教育費国庫負担制度が今のままでいいのかっていうような議論をセットでしていかないと、一括交付金というような話も一方で出ていますし、何でもかんでもポンッと地域主権っていうんですか、末端の方に任せて上手くいくかどうかというのは、いろいろ議論があるところでございます。

委員長 そうですね。はい。23年度については、この編制っていうんですか、特別支援学級の、小学校の、その学年の基準が8名で、鳥取市は7人ということでありますけれども、その人数がもっと少なくなるとかということは、あちこちから聞いているところなんですけど、その辺は、よく検討していただいて出た数字ですよ、23年度の。

小中学校課課長補佐 はい。

委員長 ですね。一応、非常勤の講師を、加配してるということで聞いているんですけど、ただ、非常勤の講師さんて、やはり経験が浅いかたであって、そのかたを加配でいただいても、なかなか大変だということですね。よく聞いているところでは、今後について一層その辺を検討してもらったり、他県の例はどうですか。ますます発達障がいの子なんかは増えていく時世にありますので。

特別支援教育課長 定数が決まっております。他県の場合ですと、例えば3人以上とか、3人以上の場合に特別支援学級を設けるとか、ただ、本県の場合は、非常に手厚く、1人からでも学級を設けていると。ですから、教員の枠が決まっておりますので、今の委員長さんがおっしゃられるように、7人を、例えば5人とか、特に、我々も、情緒障がいの学級は7人じゃ大変であるということは重々承知はしているんですけども、そこを編制基準を下げると、片方では、やっぱり1人変わると、なかなか難しくなるということです。やっぱり、1人~3人いないと学級編制できなくなると、後退するというような印象をすごくもたれると思いますので、今、苦しいながらもそういった、3学年にまたがった場合にも非常勤講師を配置するというようなかたちで対応させてもらっているところでございます。

委員長 はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、議案第2号を原案どおり決定をいたしました。

じゃあ、続きまして、議案第3号について説明をお願いいたします。

[公開]

議案第3号 県立高等特別支援学校の整備方針について
特別支援教育課長 説明

特別支援教育課長 はい。議案第3号 県立高等特別支援学校の整備方針についてでございます。平成22年2月に決定した大枠の方針に基づきまして、今年度、県立高等特別支援学校設置準備委員会が開催され、それにまとめました県立高等特別支援学校の設置に関する意見のまとめを参考にし、協議検討を行った結果、県立高等特別支援学校の整備方針を次のとおり決定したいと考えております。1番目に設置規模でございます。定員は1学年5学級120名ということで、1学級、先程の編制基準

にございましたけども、8名の5学級、40名の3学年で120名ということで、当初の計画で行きますと、競争率が1.75倍程度になるのではないかと考えております。2番目に設置学科でございます。生産流通科(仮称)でございますし、サービス産業科の2学科を作りたいと考えておまして、その下にそれぞれの複数の作業種を考えております。3番目に、その設置作業種でございますが、これも、今の就職状況や将来の就職状況を考えまして、農業系、食品衛生系、流通系、というのを1つの括りとして生産流通科の方に属すると、作業種でございます。サービス系、ビルメンテナンス系、事務オフィス系というのをサービス産業科の下に属するものとして考えております。

また、4番目、寄宿舎でございます。自宅通学が困難な生徒のために寄宿舎を設置したいと考えております。寄宿舎の定員は45名と考えております。だいたい意向調査をしたところでは35名から40名程度が該当するという考えでございますが、常任委員会の方で、議員の方からも、もう少し増やした方がいいのではないかとということで、45名というふうに考えております。5番目、給食。生徒の昼食は給食としたいと考えております。6番、その他。経費削減を図りつつ、多目的に使える空間や生徒相互の人間関係を育成しやすい場などの教育環境を整備するということで、ランチルームを作ったり、あるいは、中庭を整備したりということで、県内初めての学校ということで、環境にも整備をしていきたいというふうに思っております。

はぐっていただきまして、これ、参考なんですけど、これまでの経緯とそれから、今後の予定でございますが、この決定を受けまして、23年2月に基本整備計画を策定し、次年度以降につきましては、基本設計、実施設計を委託しながら、着実に校舎の増改築等をし、また、具体的な教育内容、校歌とか、校名等を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 はい。いかがでしょうか。

委員 寄宿舎は、学年定員というのは決めないんですか。

特別支援教育課長 学年等は考えておりません。できれば複数学年が1部屋に3名ぐらいというかたちで、複数学年、上級生、下級生というかたちで集団形成したらいいなというふうに思っています。ただ、他県の状況を見ますと、男女比でいきますと男性が非常に多いというかたちで、ここを、間仕切りを流動的にして、そういった男女比にも対応できるように考えております。

委員 質問の意図は、実際の運営に入ってから話なんだろうけど、例えば2年3年で随分たくさん入って、45人近く入って、1年生の希望が多いとか、そういう問題っていうのは必ず出てくると思うんですね。ですから、ある程度バランスを前もって考えておかないと、なかなかバランスがつかないなという感じが、これからの話だと思いますけど。

教育長 最初に、ここに何人寄宿舎に入れるかで考えないといけないね。

特別支援教育課長 そうですね。

教育長 ね。それは何人ぐらい入れるんですか。希望者が多かったりして、ドーンと入れてしまったら2年後3年後にね。

特別支援教育課長 3年後の推計でいって、向こう3年間までのを取ったところが35名から40名ぐらい希望者がいたということで、それを学年別には、ちょっとまだ分けてないんですけども。

委員長 1年でも入っても3年になったら通学する子が出てくる可能性もありますね。

特別支援教育課長 あります。

委員長 そういう計算もありますよね。

教育長 出入りはあるでしょうけども、おおむね、おおまかな計画ぐらいは立てておかないと。

特別支援教育課長 はい、分かりました。

委員長 先程の部屋は、相部屋になるんですかね。

特別支援教育課長 そうです。

委員長 人数はもう決まっておりますか。

特別支援教育課長 1部屋3人と。

委員長 それは何らか、やはり研究された数で3というのが出ているんでしょうか。

特別支援教育課長 そうですね。2であると関係性の問題もあるんで、複数がいっしょ、複数というか、3、2以上というか、3か4かというところを考えまして。

委員長 なんか、私も、3というのは、3人というのは関係がよくいかないということを聞いたりもするんですが、誰かが仲間外れになるとか、その辺も研究された数であれば。

特別支援教育課長 これもずいぶん考えた上ですが。

委員 あの、高校生が通うのですか。

特別支援教育課長 そうです。

委員 授業料とかはどうなんですか。

特別支援教育課長 授業料。

委員 はい。

特別支援教育課長 今もですけども、高等特別支援学校は、今ある特別支援学校も高等部までは授業料はなしということでございます。

委員 宿舍の方はどうですか。

特別支援教育課長 宿舍の方は有料なんですけども、これに掛かる費用も、就学奨励費というのは支給になりまして、これはご家庭の収入によって変わるんですけども、全額免除の場合もございますし、半減する場合もあるというような状況でございます。

委員 はい、分かりました。

委員 ちょっと前にご紹介いただいた福井の中学校の話で、あの時、面白かったのは、教育内容と建物の設計がリンクしてるっていうのが、すごく面白かったんですけど、これは、必ずしも順番じゃないかもしれないですけど、設計があった後に、具体的な教育内容とか教育課程を検討することになっているじゃないですか。

特別支援教育課長 はい。

委員 その辺がうまくリンクして、内容を検討しつつ形も決めてくみたいなのが、有機的にできると面白いだろうなど。

特別支援教育課長 そうですね。こう書いておりますけども、設計そのものは次年度以降にするんですが、当然予算を伴うので、今現在、やっぱり教育内容とか、この建物の規模とか形も含めて検討しているところでございます。

教育長 でも、方向性としては一部を解体して増築するとか。

特別支援教育課長 そうです。

教育長 ね。ランチルームを設けるとか。

特別支援教育課長 そうです。昭和39年で古い建物でございまして、そちらの方も有効活用ということもずいぶん考えたんですけども、やっぱり難しいということで、そこは全部崩して、新たに建物を建てるというようなかたちにしたたり、それから、ランチルームを新たに設けて、子どもたちが一緒に集えると、3学年一緒に集えて、仲間意識が高まるような、そういったものとかですね。特に教育長さんの思い入れもあって、やっぱり、新しい学校なんで、古い物だけでなしに、新しい、子どもたちが夢が育めるような、中庭の整備とか、植栽とかいうことをしていけないといけません。

委員 地域のかたたちも、なんか、そこに愛着を持てるようにとか、誇りを持てるようにというような施設になるといいかなと。

教育長 そうですね。予算要求は、今回知事選がありますので、こういうものは6月補正対応にな

と思うんですけども、でも、25年4月開校ということで、逆算しますと間に合わないということで、これ、当初予算で基本設計なり、実施設計ができるようお願いをしています。そのために今日の委員会で骨格を決定する必要がありますので、よろしくお願いします。

委員長 はい。ということで、今までの経緯をみさせていただきますと、準備委員会を5回していただき、説明会も、パブリックコメントもとられて今日の計画に至っているわけですが、表面の枠の中に書いてあります事項、この点についてはよろしいでしょうか。

委員長 はい。それから、裏面に(2)今後の予定として書かれていること、これについてもよろしいでしょうか。

委員 当然、やっていただく計画なんで、そういうことなんで。

教育長 学科の名称、これは仮称なので。

委員 もう少し柔らかく。ちょっと味気がない気がしますが。

教育長 あまり柔らかすぎてもわからなくなりますし。

委員 バランスが難しいですね。

委員長 その辺は、今まだ仮称ということで、今の方向も酌んでいただいて。そういたしますと、議案第3号は原案どおりに決定いたしました。

続きまして、議案第4号について説明をお願いいたします。

[公開]

議案第4号 文化財の県指定について 文化財課長 説明

文化財課長 はい。議案第4号 文化財の県指定についてお願いいたします。次のページをお願いいたします。県指定保護文化財の指定についてでございます。これまでに諮問しておりました絵画1件、彫刻2件、歴史資料1件、考古資料1件、建造物1件の計6件につきまして、先月21日に開催されました鳥取県文化財保護審議会にて県指定することについて答申がございました。

まず、紙本金地著色竹梅図・紙本著色草虫図衝立、1基でございます。こちらは鳥取藩の藩絵師でございました沖一我の作品でございます。現在、県立博物館に寄託されております。表と裏に竹梅図と草虫図を描き分けた衝立でございます。多彩な沖一我の作品の中でも大型で質的にも優れる代表作品の1つでございます。次に、木造阿弥陀如来立像と木造蔵王権現立像でございます。いずれも三徳山三佛寺にございます。阿弥陀如来立像は三佛寺本堂の御本尊でございます。秘仏として安置されてきたものでございます。典型的な平安時代末期の作風を示しております。その文化的、歴史的価値は極めて高いものでございます。

もう1体の蔵王権現立像は投入堂の本尊の御前立として安置されてきたものでございます。小さい像でございますけれども、太づくりでバランスのとれた優作として高い評価が得られております。次のページをお願いします。旧日の丸自動車法勝寺鉄道車両等、附として制動機ハンドルなどの関連資料一括でございます。西伯小学校にございます電動客車と、米子市にあります客車は、いずれも米子市、南部町それぞれの指定文化財となっております。地域に貢献した貴重な鉄道関連遺産でございます。歴史的、教育的にも高い文化的価値が認められる産業遺産でございます。続きまして、蔵見3号墳出土鴟尾付陶棺附出土遺物一括でございます。こちらは鴟尾付陶棺として全体像がわかる形に復元できたものとしては全国で唯一のものでございます。遺体の埋納施設でございます陶棺等、寺院建設の表象でございます鴟尾という仏教的要素が結合したもので、古墳文化の終末期における仏教思想の導入をうかがわせる貴重な資料でございます。

次のページをお願いいたします。最後は尾崎家住宅でございます。尾崎家住宅は江戸時代中期の当地方における上層農家の住宅形式をよく伝えるものでございます。主屋と一連で作庭されました松甫園や、門長屋、蔵などの付属建物が一体となって保存されており、豪農の屋敷構えがよく分かるものとして歴史的価値が高いものでございます。6ページ、今回のこの指定、6件の指定によりまして、県指定文化財は全部で246件となります。以上でございます。

委員長 只今の県指定文化財の件につきまして、いかがでしょうか。

委員 すみません、1点、4ページのもは鳥取市のどちらにあるのですか。

文化財課長 こちらですか。鳥取市の福部町から出ておりまして、現在は鳥取市の文化財センター、ロープウェイがある場所なんです、市の文化財センターというのは、そっちの方で保管しております。

委員長 よろしいでしょうか。はい。それでは、議案第4号は原案どおり決定いたしました。続いて、報告事項に移りますが、それでは報告事項アについて説明をお願いします。

[公開]

報告事項ア 鳥取西高等学校整備のあり方検討会委員による県外視察結果の概要について
教育環境課長 説明

教育環境課長 報告事項ア、鳥取西高等学校整備のあり方検討会委員による県外視察結果の概要についてご報告させていただきます。鳥取西高整備のあり方検討会、これまで3回ほど検討会を開いてまいりました。その中で、他県の状況も少し見てみて、幅広く考えてみようということで1月の14日と20日、21日に県外を視察してまいりました。参加していただいた委員は記載のとおりで7名ほどに参加していただきました。1月14日には小田原、小田原市にあります私立旭丘高校と県立小田原高校、それから小田原城の跡を見てまいりました。1月20日には県立の彦根東高校、それから彦根城の跡。21日は県立赤穂高校、赤穂城跡を視察してまいりました。まず初めに、小田原の概要からご説明させていただきます。(1)小田原の が学校法人新名学園旭丘高等学校というところですが、2ページ目の方の地図を見ていただきますと、網掛けがかかっております上の方に、旭丘高というのがあります、史跡の範囲はこの網掛けの部分と旭丘高校前という信号みたいなものがありますが、これから右に下がっていきましてお堀端通り、このあたりの道路までは史跡の中です。史跡の中で建て替えがなされたという例を見てまいりました。それで、ここの学校の歴史を申しますと、1ページ目に返っていただくと、昭和28年に小田原市の要請を受け、市民会館建設のために校地・校舎を小田原市に売却し、現在の校地に全面移転しました。元々はこの網掛けの城内と書いてあるんですけども、その右の方に小田原市市民会館前というバス停の表示がありますが、このあたりに学校は当時あったようです。それを小田原市の市民会館建設に協力をされまして、現在の建つ場所に移ってきたと、そういう経緯があります。

平成5年に、今度は小田原市が旭丘高校跡地を、当時のお城を主体に戻したいということで「蓮池、弁財天曲輪」に復元する構想を策定されまして、校地を買い取りたいという方針が示されまして、ここからいろいろ問題が起きたというところ。旭丘高校としましては、現在地で建て替えたい、それからまず耐震上いろいろ問題がありまして、その耐震改修を進めたいと、そういう問題がありまして小田原市ですとか、神奈川県、文化庁と4年以上に渡って協議を進めてきたと。それで、その中で、耐震化が必要ということで1つの校舎に建て替えたいと。また、結果といたしましては平成10年から13年にかけて工事を実施し、現在地で存続しておりますが、耐震の内容としては1つの校舎を建て替える、それからもう1つの校舎は耐震化を図るために3階と4階を取り除く、切り取る、切り取りま

して1、2階の負担を軽くするような耐震化の工事をされています。そうしたことから不足する第4校舎というんですが、それを1つ新築された、そういう史跡内での現状変更が認められて、ここで存続しているというのが事実なんです、そこで、見てまいりまして、いろいろ考えましたが、史跡内での旭丘高校の存続、改築等が認められた背景には、私学であり移転が学校経営に重大な影響を及ぼすこと、校地が史跡の周辺部であったことなどと推察されるであろうと考えております。

続きまして、の神奈川県立小田原高等学校ですが、これは2ページ目の地図でいきますと、左上の方の県立小田原高等学校ですが、ここは史跡指定を受けておりません、史跡指定外なんです、校地内に北条氏に關係する遺構が存在するということと、また、県指定天然記念物の樹叢があると。樹叢と言いますのは、ぱつと言いますと林みたいな、昔の植生をそのまま残しているものかなと思えますが、そうしたものがあることから市民グループによる校舎建て替えに反対運動が起こった。ここで、もう少し問題があったようなんですが、県指定の樹叢には手をつけずに保存すること、また発掘調査をして、遺構を避けた校舎建て替えを行うなどの対応をし、19年に建て替え工事を完成しております。、その他をいいますと、また2ページ目にいきますと、弓道場、部室棟の整備のため、市民グループとの協議を継続しておられます。それで、小田原市としては、ここを校地整備後に史跡に指定したいという方針を持っておられる。ただ、ここ、現段階では史跡外でありまして、文化庁のそうした現状変更許可はまた別のものになりますが、文化団体、あるいは市民グループといろいろ揉めた経緯はあるということです。

3番目といたしまして、国史跡小田原城跡の概要なんです、ここは廃城、城がなくなりました、その廃城後、公園、学校用地などに転用されたが、昭和13年に国史跡に指定された。昭和51年以降順次、復元整備が進められる一方、史跡内の私有地の公有地化、学校等の史跡地外への移転等を実施した。史跡内にあった県立小田原城内高校は昭和37年に、城内小学校は平成7年に史跡地外へ移転した。まず、小学校の方は城内という網掛け、地図でいいますと網掛けのあたりにありまして、これが下の方の市立三の丸小学校、ここに本町小学校と合併しまして、本町小学校の位置に移転しまして、今、ここに建っている。それから、県立小田原城内高校と言いますのも城内のあたりにあったようなんですが、それが昭和37年に1回網掛けの左下の方の東海道本線、それから報徳博物館の間に三角地みたいなところがあるんですが、ここに1回移転しております。その後、平成16年に県立小田原城内高校と小田原高校が合併いたしまして現在の小田原高校の場所に合併して移っていると、そういう状況がありまして、小学校とか、高校は順次移転している。

資料見ていただきますと、市立図書館とかはまだありますが、こうしたものも移転の対象にはなっております。下の方に写真をつけておりますが、小田原高校での視察の様子と、それから右の方の写真は、これは小田原高校の発掘の時に出てきました井戸、当時の井戸のレプリカというものを復元して、遺構が見えることを示しているもの。それから、(2)といたしまして彦根の方ですが、まず県立の彦根東高校、これは史跡内に建っています。まず3ページ目の地図を見ていただきますと、地図の中の真ん中の下の方です、ここが彦根東高校でございます。それで、少し網かけになっておりますのは、これはお堀を示しております。お堀の中にあるということで史跡内にあります。彦根城と言いますのは、このもう少し後ろの、お城のマークみたいなところがありますけど、ここが彦根城でして、ここには天守閣とか残っていると。彦根東高校もかなり史跡の週辺部といいますが、外側にはございます。ここが校舎の老朽化・耐震化への対応のために移転も検討されたが、移転先がないことから、今後5年間で耐震計画を行う計画である。こちらは昭和30年代前半くらいに建った校舎でして、鳥取西高よりも4、5年くらいは古いかなというような状況です。

それで、耐震改修にあわせて、教育環境改善のために芸術棟(ベタ基礎による木造1階建て)というものも、新築をされます。この新築は、もう認められるようできて、建築面積を全体として増

やさないためというのが工夫されております。下の方に写真をつけておりますが、ここに校舎とプールがありますけども、このプールを撤去します。そこで、そのポンプ小屋とかもいろいろ撤去しまして、建築面積全体を増やさないということで芸術棟の新築が認められるようです。それから、工事期間をなるべく短縮しようということで、このプールを撤去しましたところに仮設校舎を建てて、耐震工事をスムーズにするという計画でございます。それから、今後の方針といたしまして、耐震化で2、30年かけて、その間に移転先を探そうという方針だと伺ってまいりました。それで、学校敷地がやはり狭くて、3万㎡と狭くて、部活動は滋賀県立彦根総合運動公園などを利用している。部活動もいろいろ強いようです。甲子園も手が届きそうなくらい強いと聞きましたが、ちなみに鳥取西高は現在の久松山にあるところは3万6,000㎡で、鳥取西高はその大覚寺の方に野球部の硬式グラウンドが1万5,000ほどありまして、全体では5万1,000くらいになりますが、久松山の方は3万6,000㎡、やや広いですが狭いことは狭い状況です。

といたしまして彦根城の説明ですが、廃城後、天守などの城郭建物は概ね保護されたが、屋敷などは荒廃が進み、公共施設の用地に転用された。昭和26年に国史跡に指定、昭和31年には特別史跡に指定。こちらにも復元整備が進められる一方、史跡内の学校等の史跡外への移転等を実施しています。史跡内にあった学校法人近江育英会近江高等学校は昭和57年に全面移転と書いていますが、彦根城の下、左斜め下の方の西の丸三重櫓っていうのが、この下にちょっと空き地みたいなのがあります。ここに近江高校があったようでして、現在は、右上の方に近江高校、ここに移転されております。57年に移転されております。それから、最後は赤穂高校、赤穂の話ですが、県立の赤穂高等学校というのは、4ページ目の地図でいきますと、右、いや、真ん中下のあたりに赤穂高校、今はここにございます。少し川を渡りまして、左上の方に赤穂城跡とありますが、昔はここにありましたものが現在はこちらの方に移転していると。一番上の方が赤穂高校で、電車のマークみたいなのがありますが、ここがJRの駅です。赤穂城跡の本丸に校舎がありまして、二の丸に運動場があったということです。そういう意味では、現在の鳥取西校と同じようなと言いますか、本当の城の真ん中に校舎があったということになります。そこが、老朽化とか生徒増に対応するために昭和44年、国史跡の指定前なんですけど、そこで移転をしようとして決定されております。

46年には4ページ目に移りまして、城郭の主要部分が国史跡に指定されております。それで、移転方針が決まったあとに、昭和51年には東浜塩田跡地への移転用地造成工事が着手されまして、56年に新校舎が完成したと。行ってきまして、学校関係者の方からお話を聞きましたところが、校舎、グラウンドが広くなり、教育環境が充実したと評価をしています。一方で、赤穂駅から遠くなった。歩きますと恐らく、40分ぐらいはかかるかなと思われる距離です。お城までがだいたい15分ぐらい、お城からまた、15分~20分ぐらいかかるのかなという感覚です。ちょっと遠くなったために1割ぐらい減少したというふうにおっしゃっておられました。ただ、こちらは5万㎡以上ありまして、同じ5万㎡とはいいながら成型の長方形のきれいな土地なので、行ってみますとかなり広く見えます。下の方に外観から写真を撮っておりますが、かなり立派な校舎に見えました。大学かと思うような校舎でした。それから、赤穂城、最後に、の国史跡赤穂城の跡なんですけど、廃城後、田畑、宅地、学校用地として利用され、荒廃が進んでいたが、大正12年に大石宅が、46年に城郭主要部分が国指定に指定されています。飛ばしまして、高校の移転後は、石垣修理とか、本丸門復元とか、本丸御殿の平面表示とか、本丸庭園の復元がされております。写真がありますが、これが平面表示というものでして、ここは何の間だったというようなことが、大きさとかがよく分かるような、こういった整備の仕方がなされております。以上が視察結果の概要なんですけど、このときに、また、視察結果ですとか、2月議会でも、また、実は西高の関係で質問があるような動きがありまして、そうしたことも踏まえて、また検討していきたいなというふうにご考えておるところでございます。

委員長 何か質問はありますか。はい。続いて、報告事項イについて説明をお願いします。

[公開]

報告事項イ 教員免許更新手続の進捗状況について
小中学校課課長補佐 説明

小中学校課課長補佐 はい。報告事項イ、教員免許更新手続の進捗状況について報告させていただきます。資料をご覧くださいませでしょうか。今回、1に書いてありますけれども、教員免許更新制が導入されまして、初めての第1グループの方の単位終了確認期限、事務的に手続が終わったかどうか確認する期限が今年度末でございます。これに伴って、1月までに申請を行う必要があります。1月末までの申請状況を、1月が終わりましたので報告させていただきたいということで、本日出させていただきます。2に書いてありますけど、今回、第1グループで対象になる方は現職の教員のかたで、教員、養護教員、講師のうち年度末で、ここに書いてありますけど、55歳、45歳、35歳の年齢になれる方が今回の第1グループの対象でございます。次に、更新手続の種類が3番に書いてございます。今回、1月までに必要な手続と言いますのは3種類ございまして、1番に書いてありますのは、更新講習の終了確認、こちらは30時間の講習を受けて、その手続を取っていただく。カッコにありますこちらの方が、教員を指導する立場にある方等の一定条件を満たす方については免除ができるので、その免除手続き。3番にございますのが産休育休、あるいは教員の免許を取得して、まだ、10年未満といったような方については延期することができるので、その延期手続きでございます。(3)の黒いポツの2つ目、下のところですけども、本年度に限りまして例外的に、この1月末までに講習を終えることができない場合は今年度に限り、1月末を3月までに延期するという例外措置が今年度に限りでございます。

実際に、これで、4番にございます更新手続状況を取りまとめたものは4番に書いてあるとおりなんですけど、こちら、対象は公立学校ということで、私学については青少年・文教課、私立幼稚園については子育て支援総室等が指揮監督となっておりますのでこちらの方で扱いますけども、こちらでお伺いいただいているのは公立学校等でございます。表の左側ですが、本務者、大きく分けて右側に講師とかたちでさせていただいております。表の下に、米印でちょっと2つ注意書きがございまして、米印の申請済みというのは更新講習終了確認とかの手続きを、あるいは免除とか、延期手続を行った方が終わった方。米印の2については未申請です。未申請者というのは退職予定であり教壇に立つ予定がないため更新をしないというものがございまして、表の左側本務者でいきますと申請済みの本務者で2ヶ月の延期手続きをされた方が高校で2名、未申請につきましては小学校で1名という結果でございます。一方、講師の方は、左にありますように未申請の方は小学校で1名、高等学校で1名というような状況でございます。5番にございましてこれまでこういったことで期限が迫るということで、以下のような文章通知、あるいは今、お手元にお配りしていますようなチラシを、各学校に配布したり、ホームページに掲載したりして周知を行ってきたところでございます。

6番に免許状が失効した場合の取り扱いとして、文科省の通知の中身を掲載しておりますけども、公立学校等の場合は教育職員を失職し、地方公務員としての身分も喪失するということでございまして、国立学校、私立学校については教育職員としては勤務することはできないけれども、職員としては各雇用者と個別の雇用契約ですとか、そういうものによって判断をされるというような取り扱いになっております。参考としては1月に出た新聞記事を参考につけております。というような状況で、以上のような状況だということでございます。

委員長 成績がよかったということですよ。

小中学校課課長補佐 はい。はい。

委員長 1月8日の段階ではまだ70人が未申請ということだったのが、

小中学校課課長補佐 そうですね。はい。

委員長 その後、じゃあ、もう。

小中学校課課長補佐 それからあと、まだ、延期していらっしゃるかたがお2人残っていますので、3月末までにきちんと行っていただくということでございます。

教育長 これは、ちょうど11月議会でも取上げられまして、70人いるけれども見通しはどうなんだというふうなことでして、教職員を失職するという重大なことです。そういうことを受けてこういうようなかたちで作らせていただきましたし、日本海新聞にも取上げていただきまして、危機意識が高まったと思っておりますが、その4番にありますように、高等学校で2ヶ月延期のものが2名となっておりますが、1名はつい先日、昨日だったでしょうか、申請を受理しました。残り1名も30時間必要な講習のうち、一部が不足しております、県外の大学でeラーニングを含めて終了しましたということですので、何とか間合うというふうに。

委員長 これ、教員免許の10年ですよ。

小中学校課課長補佐 はい。

委員 基本的に。ここで年齢で追っていますよね、45、35と。

小中学校課課長補佐 はい。

委員 教員免許の10年と年齢というのは必ずしも合わないんですよ。

小中学校課課長補佐 はい。旧免許状は期限がございませんので、21年度から10年というふうになっておるんですけども。旧免許状のかたは期限がないので。年齢によって更新をするというかたちにしたということです。

委員 新免許になってくると年齢とはリンクしないんですね。

小中学校課課長補佐 そうですね、10年ということになっておりますので。

委員 取ったときからということになるという。

教育長 ほっと一安心ですけど。

委員長 はい、そうですね、ただ、本当に、これが本当に教員の質を確保をするための方策であるかということで、そうあってほしいということですよ。

委員 幼稚園というのはこの対象者は少ないですかね。

小中学校課課長補佐 そうですね、はい。公立が少ないので、私立幼稚園は多分あると思いますけども、そちらの方はちょっと私共では今の段階では把握しておりません。

委員長 はい。それでは続きまして、報告事項ウについてお願いいたします。

[公開]

報告事項ウ 平成22年度文部科学大臣優秀教員表彰について
高等学校課課長補佐 説明

高等学校課課長補佐 はい。それでは報告事項のウ、平成22年度文部科学大臣優秀教員表彰についてでございます。おはぐりいただきまして、表彰の趣旨ですが、学校教育において顕著な成果をあげた教員を大臣、文部科学大臣が表彰することによって、教員の意欲及び資質能力の向上に資するということを目的として、平成18年度から始まっている表彰制度でございます。文部科学大臣が定める要綱に従いまして、教職経験が10年以上かつ35歳以上で、学習指導、生徒指導、あるいは部活動、それから特別支

援教育に顕著な成績をあげたということで、本県から2の表に掲げております小学校1名、中学校2名、高等学校2名、それから特別支援学校1名の計6名を推薦いたしまして、6名とも表彰を、3の表彰式に書いておりますが、先日、1月31日に日比谷公会堂の方で表彰式がありまして、こちらで表彰を受けております。以上でございます。

教育長 教職経験は何年ですか。

高等学校課課長補佐 はい。教職経験が10年以上です。

教育長 年齢は。

高等学校課課長補佐 年齢が35歳以上ということで要綱は定めております。

委員 こういう方は先程の免許証更新も免除されるんですか。

小中学校課課長補佐 表彰対象になった場合は。

委員長 エキスパート教員に認定されておられる方もあればそうでない方もあるんですが、今後、エキスパート教員に認定されるようなかたちはあるんですか、別に関係ないんですか。

高等学校課課長補佐 表彰を受けているからエキスパート教員、あるいはその逆ということは、特に今のところは考えてないと思います。ただ、当然、エキスパート教員になるような教員は、資質は持っておられる先生ですので表彰を受けられることもあると思います。

委員長 はい。

委員 読んでみるとテニス部とか、ボート部とか、こういった方々がおられますね。

教育長 ええ。これは新聞に出まして、年齢が出ますよね、そうしたら県によってはもう60歳とか、59歳とか退職前の方が多いい県もありますけれども、本県はやっぱ、40代とかね、現役の最前線でやっている方々ということが表彰されているのは逆に励みになっている。

委員長 はい。

委員 エキスパート教員の特別支援のそういう分野というのはありましたか。

教育長 ありますね。

委員 ありますね。

委員長 よろしいでしょうか。はい。続いて報告事項工をお願いします。

[公開]

報告事項工 平成23年度3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(12月末現在)について
高等学校課課長補佐 説明

高等学校課課長補佐 はい。それでは、報告事項の工、平成23年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況12月末現在の状況についてでございます。おはぐりいただいて1ページ目ですが、厚生労働省の基準による調査ということで、鳥取労働局が毎月、月末の状況を翌月4日頃に公表している数字が基になっている数字でございます。(1)の求職者の状況ですが12月末現在で1,152人、実数で前年の同期に比べて48人の増加という状況、卒業予定者に占める求職者の割合が20.4%という状況でございます。それで、このうち、県内就職を希望する者は895人ということで、これも、前年同期に比べまして実数で38人増えているという状況でございます。これに対しまして、(2)求人の状況ですが、県内の求人数は799人ということで、実数で、前年同期に比べて101人増えております。県外からの求人につきましては、前年同期に比べて、実数で50人減っているという現状でございます。それで、(3)就職内定者の状況ということですが、就職内定率は全体で75.4%ということで、前年同期に比べますと、若干、1.3ポイントの上昇にはなっておりますが、依然として厳しい状況が続いているというふうを考えております。

それで、このうち県内就職、県外就職の内訳を見ますと、県内の内定率が71.5%、県外は、これに對しまして89.1%という状況になっております。2ページ目の方ですが、文部科学省の基準による調査ということでございますが、一番の違いは、文部科学省の方は自己縁故でありますとか、公務員等も含めた悉皆調査ということで、ここが違っております。そして、ここに、2ページ目に掲げておりますのは、県立高等学校だけの数字になっております。それで、県立高等学校の生徒の内定率は78.3%ということで、これも、前年同期に比べますと0.8ポイントということで、若干ですが増えてはおりますけれども、昨年に比べれば若干よくなっているとは言いながらも、昨年が大変厳しかったということもございますので、今年も、相変わらず厳しい状況は続いているということだと考えております。それで、来週、2月8日、9日、15日に就職フェアをまた開催する予定にしておりますし、3月には卒業するわけですがけれども、卒業に向けて就職希望者が就職できるように情報提供なんかもしっかりやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

委員長 はい。何かございますでしょうか。

委員 少しずつ、また、県内求職者が増えてきているんですかね、1ページ一番下の参考で過去の推移が載せてありますが、20年度が、県内が75.1、県外が24.9でしたけど、少しずつ、また、県内に求職者がシフトしてきているかなというように、何か、そういう傾向が出ていますか。

高等学校課課長補佐 はい。若干、よくなっているという、経済状況が若干なりともよくなっているということもあるのかもしれませんが、依然として、県内を希望している生徒は多いということだと思います。

委員 県内で求人が出てきているということも、少しは影響しているんですか。あと、2ページの方の2番の(2)進路未内定者の状況ですけども、要支援者未内定者数というのは、これは、進学も、就職もまだ決まらないというような、西部が108人もいますですけど、これ、昨年に比べてはどうですかね。

高等学校課課長補佐 昨年の数字を持っていないですので、また後で。10月末現在に比べますと、12月末現在で221人増えましたので、108人ということで減ってきてはおりますが、前年度は、すいません、手元にデータを持っておりませんので。

委員 就職希望率は男女で出ていますが、就職率で男女の違いというものはあるんでしょうか。

教育長 希望率はあるけれども、就職率ですね。

委員 同等に扱わなきゃならんと言いつつ、多分、差はあると思うんですよね、現状は。それと、どんな業種と職種が多いんですかね。製造業、小売業というところなんですかね。

高等学校課課長補佐 はい。あとで、すいません、調べて、報告させていただきます。

委員 就職している人以外の人というのは、進学ですか。

高等学校課課長補佐 そうですね、基本的には進学。

委員 それで、一部、その要支援未内定者もあるという状況ですかね。これは違うか。要支援未内定者というのは、就職を希望しているんですか。だから、残りの人は、基本的には進学。

高等学校課課長補佐 はい。進学ということで、大学なり、専門学校なりを目指して、今がんばっているところだということです。

委員長 はい。じゃ、内定の男女差とか、職種については、あとで、資料をいただくということでよろしいでしょうか。続きまして、報告事項オについてお願いします。

[公開]

報告事項オ 「赤ちゃん登校日」指導者の認定について
家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。家庭・地域教育課です。報告事項オ、「赤ちゃん登校日」指導者の認定についてご報告させていただきます。赤ちゃん登校日、ご承知の方も多いかと思いますが、赤ちゃんを保護者の方に学校に連れて来てもらって、小中学校児童生徒と継続的社会体験を持つということで、赤ちゃんの成長を通して、命の尊さを学ぶとか、あるいは、お互いの気持ちを理解し合うというようなコミュニケーション能力を改善するとか、あるいは、自分も、お父さん、お母さんにこうやって育てられたんだとか、そういう自尊感情を育む上で、非常に効果があるということで、現在、鳥取大学の医学部の准教授が提唱し、境港市の全小学校、湯梨浜町の小中学校で行われているところですが、あと、また、西伯町の方でも行われておりますが、もっと、これを、子どもたちの心を育む効果が高いということで、准教授だけでは指導者が足りないということで、現在、NPO未来の方に委託しまして、指導者養成を昨年度から行っているところでございます。

この度、4人の指導者の方を認定いたしましたのでご報告をさせていただきます。1番の(1)にございます、4人の指導者を指導者認定いたしました。なお、この指導者認定された方以外も、何と、県内42名の方が、全講座ではないですが、この講座一部受講をいただきました。非常に関心の高さも感じさせていただいたところでございますし、また、この方々、婦人会の方であるとか、児童館の方であるとか、家庭教育の講座をやっている方とか、相談業務をやっている方、非常に家庭教育に熱心な方が参加されていますので、また、赤ちゃん登校日でなくても、各地域で、こういう活動をしていただけるなというふうに喜んでおります。また、予算が通りましたら、来年度までの事業ということで指導者認定、もう少し増やしていきたいなというふうに思っております。

それから、2番目でございますが、赤ちゃん登校日、なかなか言葉は知っているけど、どういう内容なのということがあまり知られていない、あるいは、理解がされていないということがございまして、今年度、安心子ども基金を使いまして30分の番組を作りました。鳥取発、赤ちゃん登校日、赤ちゃんが日本を変えるとというタイトルで1月29日、山陰中央テレビで放送させていただきました。また、2月11日にも再放送がございますので、もし、ご覧になっていらっしゃる委員の皆様がありましたら、ぜひ、見ていただけたらと思います。境港市の誠道小学校の授業の様子を追いかけながら、この効果を周知するというところでございますが、子どもたちの表情がすごく段々変わっていくということがすごくよく分かりまして、その辺を見ていただけたらというふうに思っております。また、この番組につきましては、やはり学校の方で取り組んでいただくことが大事ということで、3月にDVDを市町村の教育委員会であるとか、学校の方に、あるいは、図書館等の方に配布する予定にしております。以上です。

委員長 はい。何かございますでしょうか。はい。それでは、続きまして、報告事項カについてお願いします。

[公開]

報告事項カ 鳥取県家庭教育推進協力企業400社達成及び企業懇談会の概要について
家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 はい。鳥取県家庭教育推進協力企業400社達成及び企業懇談会の概要についてご報告させていただきます。家庭教育推進協力企業を、以前、何度か説明させていただきましたが、企業の皆様がその従業員の子育て環境の充実、あるいは、それ以外にも、地域の子どもたちのための教育の推進ということで頑張っている企業と協定を結ばせていただきまして、さらに、この家庭教育を県としても推進する制度ということで、平成17年に創設されて、20年には、全国知事

会で優良政策として表彰された制度でございます。今年度は、教育委員会全体で、この協力企業を増やしていこうということで取り組んでいただきまして、何と、今年度は160の企業・事業者と締結をいたしまして、累積企業が413社、一部、倒産等もございまして、実数としては401社ということで、今年度の目標208社を大きく超えて協定を結ぶことができました。

非常に、その協力企業の皆様は非常に教育に熱心ということで、この度、2になります教育長、次長を交えて協力企業の皆様と懇談会をさせていただきました。東部、西部の方では終わりました、中部は、明日行う予定にしております。懇談会の内容といたしましては、企業の皆様、参観日等に参加しやすくするために、時間単位や半日単位の休暇制度を設けましたということで、今後も、そういう優秀な人材が長く働けるように、人づくり、郷土づくりに貢献したいというような声がたくさん聞かれました。従業員の子どもの親の職場を見学する子ども参観日というのは、子どもたちが親の仕事を知るといだけでなく、従業員の意識改革につながって、とても効果がありました。それから、今年度、複数の企業でそういう子ども参観日を行うと、いろんなその企業を周りながら、お父さん、お母さん以外の職場も見てもらうということをやりましたら、非常に、いろんな職業を知り、将来を考える良い機会となったというようなこともございました。

また、昨年度から、企業文庫と言いまして、図書館等の本を定期的に取り替えて企業に置いてもらって、従業員の方が本を借りて子どもに読み聞かせ等を行っているという事業をやっているんですが、非常に定着しまして、従業員の方もよく本を借りてというところで家庭での読書教育につながったというようなお声も聞かせていただきました。それから今回、協力企業制度以外の話も出たんですが、どちらの企業も職場見学とか、体験学習、インターンシップとか、そういうキャリア教育に関することもたくさんしていただいております。今後、どんどんやっていきたいというようなお話がございました。それで、今は、知り合いの、その学校のところだけをやっているんだけど、他の学校でもやりますよというような声がございましたので、私どもの方でそういう出前授業をしていただく企業を募りまして、その一覧を、3月の小・中・高の校長会でまた紹介させていただきまして、学校の方にも情報提供をして、こういう今キャリア教育が足りないというような文科省の大きな方向性もあるようですので、そういうことで、活用をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長 どのようなかたちで締結されるんですか。

家庭・地域教育課長 教育委員会の職員で既に関わっていらっしゃる企業、その職場体験に協力していただいている企業とかにお声を掛けていただいたところもありますし、福祉の方で子育て応援パスポートの企業とかに、そういうところで理解があるところにお声掛けいただいたところもありますし、個人的なついでで市内の方をお願いしたりとかということでやっていますが、大体企業さんもこういう制度があったんですかと、そういう制度があるんだったらやるよというようなことで、非常に今年度好感触を得たというふうでございます。

委員長 はい。よろしいでしょうか。

委員 その出前事業ってどんなことをおやりになるんですか。

家庭・地域教育課長 例えば、中国電力さんだったら環境教育でこういうエコの話とか、そういう話をされたり、ヤクルトさんとかであれば食育の話であるとか、企業の自分の業務に関係あるようなことで専門的な、なかなか学校の先生ではお話できないようなことをお話いただきまして、総合学習なんかで活用していただいております。

委員 今おっしゃったのは中国電力とか、ヤクルトとか、わりと大きい企業じゃないですか。

家庭・地域教育課長 はい。

委員 大きい企業が社会貢献として持っているプログラムを、では、学校でやるみたいな感じ、も

う少し小さい企業がってというようなこともあるんですか。

家庭・地域教育課長 両方ありますね。大体もう企業の方針として、そういう取り組みをされているところもありますし、今までは個人的にある学校の先生からこんなことを話してよということに頼まれるっていう企業さんもございました。

委員 非常にいい取り組みで160名、今まで5、60だったのが今回160名ってというのが来年どうなるかというのが。

委員長 次にPTAの活動の結果が出ているんですが、参加者が少ないということがですね、今のこの辺のあたりがもっとPRと言いますかね、だんだん増えていって学校の講演会とか、参観日には行けるというパイプができるといいですね。

教育長 学校の方からPTAに出てくださいじゃなくて、こういう企業と組んで参加していくという。その東・中・西ですね、この184と西部が91と倍半分違うんですね、この辺りはどういいますか。

家庭・地域教育課長 東部はやっぱり本庁の職員と教育局の職員と両方が声掛けしたので、声を掛け易かった部分がございますが、西部は今年度はすごく増やしていただきまして、西部も取り返していただけていると思っています。

委員長 まだ、本当に知られない企業・事業所もあると思いますよね。はい。続きまして、では、報告事項キについてお願いします。

[公開]

報告事項キ 平成22年度PTA調査結果について 家庭・地域教育課長 説明

家庭・地域教育課長 報告事項キ、平成22年度PTA調査結果についてご報告させていただきます。これは、毎年度PTAに関しての実態調査をしているものでございまして、毎年行っているもの、それと今年度追加したものがございます。まずは1ページ目の方ですが、特筆すべき点だけ少しお話をさせていただきたいと思っております。2番のはPTAの活動上の問題点、研修会の参加者が少ないということは4年前、平成18年度の調査と比較しましてもやはり一番大きな悩みというところがございます。4年前と比較して変わったところが、小学校で父親の参加が少ないというのがやっぱり4年前は74校あったんですが、今年度はゼロということで、小学校につきましては、父親の参加が増えているんじゃないかなあというふうに思っております。まだちょっと中学校までいっておりませんが、というところなんです。それから、2ページ目、特色あるPTA活動というところで、父親委員会、おやじの会の活動ということで、小学校については3割、中学校については2割の学校がそういう機会があるということで、非常に子ども達の体験につながるような活動をしていただけているということです。それから、2ページ目の下の方、学校教育においてPTAとして学習を支援する体制でございますが、小学校で7、8割、中学校で5割の学校が体制があるということで、一番多かったのは、学校行事の支援でございますが、読書活動に関する支援ということで、小学校では64校のところ、読み聞かせボランティアということでございました。4年前と比較しますと、この読書活動に関する支援が非常に多くなっております。近年、特にその辺の活動が活発化しているというふうに感じております。

それから、3ページ目は、学級学年PTA活動、これは親子活動が中心となっております。それから、基本的な生活習慣の定着ということで、あいさつ運動とか、ノーテレビデーとかの推進をさせていただいております。それから、メディアに関するPTA活動も、先程、携帯、インターネットに関する講演会、ノーテレビデーなどの取り組みをしていただいているところでございます。4ページの子どもの安全を守ることに係るPTA活動、これもかなり積極的にさせていただいております。4ページ

の下のところ、心とからだいきいきキャンペーンに関するPTA活動でございますが、小学校でいきますと140校で約8割、中学校にしましても5割の学校がこういう活動をしていただいているところでございまして、特に朝ご飯を食べよう、それから、長時間テレビを観るのはやめようというような取り組みを積極的に取り組んでいらっしゃるようでございます。それから、5ページ目上のところ会員研修の実施状況でございますが、やはり一番多いのは人権教育に関する研修でございます。それから、中学・高校になりますと、メディア、携帯電話の研修、これ4年前ではゼロだったんですけども、こういう研修も増えてきております。

それから、6番、保護者の参加状況、これは実は今年度新規に調査をしたものでございます。教育委員会でも何度も参加者が重複しているとか、少ないとかいう話はございますので、今年度こういう調査をいたしました。PTAの研修会、前回ですが、一番多いのは3、4割というところの学校が多いんですが、2割以下の保護者しか参加しないという学校も、小学校で14%、中学校で30%、高校で66%というところで、下のカッコ< >のところが大規模校の数字の指数なんですけど、要するに大規模校でそういう研修会の参加者が少ないというような傾向がございます。それから、(3)で学級学年懇談でございますが、これも3、4割という学校が多いんですが、その2割以下の保護者しか参加しないということが小学校・中学校で1割強、高校で3割の方がおられる学校が参加されないということで、これも大規模校に多いんですが、やはりこういうような状況では学校と家庭との共有とか、あるいは家庭教育の連携、家庭教育に関する話とかということもできないということで、これはぜひ改善をしていかなければならないというふうに思っております。

6ページ目の方ですが、参加者、保護者の参加者を高めるための工夫ということで、参加の多い学校にお聞きしましたところ、やはり日程の工夫、週休日に行くであるとか、いろいろ工夫をしていらっしゃる、あるいは懇談内容を事前にお知らせするとか、焦点化して保護者参加型の学習を仕組むとか、ということで、工夫していらっしゃる場所もございました。また、保護者同士の声掛けをするとか、今、学校側も、保護者との連携を日頃から密にする学級学年懇談で回数を多くしたり、普段から児童の様子を頻りに伝えていくというような保護者との連携を作っていくところがうまく行っているところでございました。あと、PTA活動としても一人一役運動を実施して、全会員が何かに参加する体制をとっているところも特筆すべきところかなあというふうに思っております。これらの調査結果につきましては、先程、教育長が協議でお話されましたが、PTAとの教育懇談会でもこの資料を出しまして、PTAの方にもいろいろ考えていただくようにしております。

また、この調査結果、各学校、PTAに送付して、もちろんPTAも考えていただくお話なんですけど、学校側の方にも、そういう学級懇談が、学年懇談が一番大事なところでございますので、その辺を保護者が参加しやすい工夫をしていただくということも考えていただけたらというふうに思っています。私どもとしましては、まだ来年度予算要求中の事業でございますが、保護者参加型で学びあえる仲間作りを小学校の低学年とか、保育所・幼稚園とか早い時期にさせていただけるような事業を考えておるところでございます。

委員長 はい。ありがとうございました。何かございますでしょうか。

委員 どっかに役員の選出方法っていうのはないですか。

家庭・地域教育課長 役員の選出は困難っていうのは、1ページ目の下の方に。

委員 困難はあるんですけど、その工夫に関して。

家庭・地域教育課長 工夫ですか。それはちょっと分かりませんが。

委員 最後のところ、関係しながら何か工夫がないかなあと思ったんです。上手にやっているところがあれば紹介してもらいたいです。

家庭・地域教育課長 はい。

委員 どこも何回も出てくる問題ですね。

教育長 これはね、これまで報告なかったんですね、委員会の場ではね、ずっと毎年調査をやっていたんだけど、多分始めてですね。その辺りはどういうふうに。

家庭・地域教育課長 はい。私としては、非常にPTAは大事なものですし、家庭教育を推進する上でもPTAとの連携ということで、今回報告させていただきました。

教育長 私も学校の様子を見てみると、例えば5ページにもPTA研修会・講演会ですね、これを見るとだんだん小学校・中学校・高校になるに従って感心が減ってくるのかなってというのは、これは運動会に来られる状況と似ているなあと思ったりもしますけども、学級学年懇談に、これは普通は1日だけの場合もありますけれども、中学・高校にもなれば2日とか3日とかね、ある程度幅を設けて時間設定しているし、その都合も合わせたりしてると思うんですけども、この辺りでも3、4割が主流でというのは、ちょっといささかびっくりしたんですけども。

委員 これは個人面談ということですか。

家庭・地域教育課長 これは個人面談ではなくて、学級の。

委員 参観日の後かなんかにあるやつですね。

家庭・地域教育課長 参観日は結構参加が多いんですけども、そのあとすぐ帰られてしまって学級懇談には残らないっていうのが非常に、今、課題なのかなあと。

教育長 学級学年懇談の定義というのは、これは参観日の後に行われる学級学年懇談ということですか。

家庭・地域教育課長 はい。

委員長 それに限らないでしょうね。それが主ですけど、お仕事の関係でお集まりにくかったら夜に特別懇談会なり、学級懇談するとかたちもあることはあるんですね。

家庭・地域教育課長 学校によってそうですね。はい。

委員長 工夫されておるんですが、

教育長 でもせっかくね、今回始めて発表したんだったら過去のデータも含めて経年観測という意味で、それから、今の実態を。本当に決り出すという面でね、新たな項目を設けてね。全体像を浮かび上がらせるような、課題が浮き上がるような調査項目考えてみてください。

家庭・地域教育課長 はい、分かりました。

委員 大学はこういう研修会保護者宛は難しいんですけども、毎年、講演会研修会やっていて、600何人のうちの100人ぐらいは来るんですけど、今年、渡部陽一さんと呼んだら600人来ました。申し訳ありません。要は内容の話だと。

委員 夜、その学級懇談とかやるってことはあるんですか。

委員長 あります。昼間は仕事で出られないという方がいらっしゃいますし。

委員 それだと、やっぱ上がりますね。

委員長 はい。上がるでしょう。ただ、本当に通知を出しただけでは難しいですね。やはり役員さんの声かけや先生の声かけとか、何かやっぱり足で稼ぐではないですけど、それがないとなかなか集まらないです。1回そういう具合に声かけで集まられると、やっぱり顔見知りになりますから、次回以降は、これでもう集まれるような感じに。

委員 一番大事なときは、学年の一番初めのときじゃないですか。

委員長 はい。

委員 そうすると、互いに声かけようもあんまりないということで、ずっと続いてればいいですけどね。

委員長 役員決めなんかも、1回目のときに決められますから、なかなか決まらないということで

すよね。

委員 大規模校がなかなか難しいというのも1つの原因ですね。小さいところはそういうネットワークができています。

委員長 いろいろちょっと工夫していただいて、役員さんなんかで前年度のときに次年度の役員さんを選出するとかですね。中学校でありますと、小学校6年生の保護者会でとか、そういうことも。本当に子育て・親育てということで、このPTA活動が活性化していくことを本当に我々も望んでいるんですが。

ありがとうございました。続きまして、最後になります、報告事項についてお願いします。

[公開]

報告事項 平成22年度鳥取県学校給食優良学校等表彰について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。本年度の鳥取県学校給食優良学校等の表彰についてでございます。この表彰は、学校給食実施上優れた成果をあげた学校や調理場、関係団体を表彰するものでございまして、本年度は倉吉市立の関金小学校、そして、南部町立西伯給食センターの2件を表彰いたしております。関金小学校につきましては、平成21年度・22年度に倉吉市の食育推進研究事業の指定を受けまして、学校全体として取り組んでおられます。特に、学校教育目標に基づいた食に関する年間指導計画を作成して、特別活動等で系統的な指導も行っておられますし、ランチルームを利用した2学年の交流給食でありますとか、ランチルームの食べ物の働きや箸の持ち方などの掲示物。あるいは、教室や校内に食品コーナーを設けまして、さまざまな掲示物を工夫しながら児童の食育の啓発に努めています。また、アンケート調査によりまして、家庭での実態を共有して、食育の講演会を行ったり、給食紹介等で情報発信等、家庭・地域との連携しながらの取り組みを認めたところでございます。

南部町立西伯給食センターにつきましては、10年前から地産地消に積極的に取り組んでおられまして、地元の生産者と連携しながら、地元の野菜を地元で食べていただくというような取り組みを実践しておられます。あとでまた申し上げますけれども、地産地消率の高い状況が続いていると思います。また、全面改築されました調理場も非常に衛生的で食中毒の発生もございません。また、米飯給食につきましては、現在週4.5回ということで、来年度からは、週5回の実施予定をもって考えておられます。このようなかたちで、地元の特産品を利用しました、豊かな魅力ある学校給食を実施しておられる調理場でありまして、これも表彰したところでございます。表彰は1月26日に実施しております。以上でございます。

委員長 はい。いかがでしょうか、何かございますか。

4 その他

小中学校課課長補佐 ちょっと、すみません。

委員長 どうぞ。

小中学校課課長補佐 先程、議案2で委員さんの方から複式学級の学級数は幾らあるだろうかということでございまして、県内の小学校で27学級ございまして、中学校が1学級でございます。以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございました。以上で、議事は終了しました。各委員さん何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それでは、本日の定例委員会はこれで閉会します。

次回は3月19日土曜日午前10時から定例教育委員会を開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 はい。では、以上で本日の日程を終了いたします。どうもありがとうございました。
(12:00閉会)